

近江八幡市告示第243号

近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成22年近江八幡市告示第272号）の全部を次のように改正する。

平成29年11月27日

近江八幡市長 富士谷 英 正

近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準

（趣旨）

第1条 この基準は、近江八幡市資格者名簿（近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）第18条第2項の資格者名簿をいう。以下同じ。）に登載された者（以下「有資格者」という。）に対する市（市長部局、水道事業所、総合医療センター及び教育委員会をいう。）発注の建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等業務委託、役務提供及び物品供給（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札参加停止及び指名停止措置（以下「停止措置」という。）の適正かつ統一的な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（停止措置）

第2条 市長は、有資格者が別表第1及び別表第2の左欄（以下「別表左欄」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表第1及び別表第2の右欄（以下「別表右欄」という。）に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について停止措置を行うものとする。

2 市長が停止措置を行ったときは、契約事務担当員（近江八幡市契約規則第2条第4号の契約事務担当員をいう。以下同じ。）は、工事等の契約の相手方の選定に際し、当該停止措置に係る有資格者を入札に参加させ、又は指名してはならないものとし、当該停止措置に係る有資格者を現に入札に参加させ、又は指名しているときは、当該入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体の構成員に関する停止措置）

第3条 市長は、前条第1項の規定による停止措置を行う場合において、当該停止措

置について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の停止措置の期間を基準に期間を定め、停止措置を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について停止措置を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該停止措置について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による停止措置に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

（停止措置期間の特例）

第4条 有資格者が一の事案により別表左欄の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ停止措置の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の期間の短期は、それぞれ別表右欄に定める期間の2倍（当初の停止措置の期間が1月に満たないときは1.5倍、別表第2第12項の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表左欄の措置要件に係る停止措置の期間の満了後1年を経過するまでの間（停止措置の期間中を含む。）に、それぞれ別表左欄の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第12項までの措置要件に係る停止措置の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第12項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認め、別表左欄及び前2項の規定による停止措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格者に極めて悪質な事由がある場合又は極めて重大な結果を生じさ

せた場合において、別表右欄及び第1項の規定による長期を超える停止措置の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 市長は、停止措置の期間中において有資格者に係る情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項、前各項及び次条に定める期間の範囲内で停止措置の期間を変更することができる。
- 6 市長は、別表第2第12項の措置要件に係る停止措置の期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の停止措置期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の停止措置期間を控除した期間をもって、新たに停止措置を行うことができる。
- 7 市長は、停止措置の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について停止措置を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する停止措置の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより停止措置を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を停止措置の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合において、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5項、第9項、第11項又は第12項に該当したとき。それぞれ当該各項に定める短期の2倍（別表第2第12項に該当したときは、2.5倍）の期間
- (2) 別表第2第4項から第12項までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第

- 45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき。(前号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各項に定める短期の2倍(別表第2第12項に該当する有資格者にあつては、2.5倍)の期間
- (3) 別表第2第4項から第6項まで又は第12項に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき。(前2号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各項に定める短期の2倍(別表第2第12項に該当する有資格者にあつては、2.5倍)の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為に関し、別表第2第4項から第6項まで又は第12項に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。(第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。)それぞれ当該各項に定める短期に1月(別表第2第12項に該当する有資格者にあつては、1.5月)を加算した期間
- (5) 市又は他の公共機関の職員(贈賄罪及び公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律違反が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社、公団等)の職員をいう。以下同じ。)が、公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第7項から第12項までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき。(第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合を除く。)それぞれ当該各項に定める短期に1月(別表第2第12項に該当する有資格者にあつては、1.5月)を加算した期間
- (停止措置の審査等)

第6条 市長は、建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等業務委託又は役務提供の有資格者について、第2条第1項若しくは第3条の規定により停止措置を行

い、若しくは第4条第5項の規定により停止措置の期間を変更しようとするとき又は第13条の規定により苦情申立てに対する回答を行おうとするときは、近江八幡市建設工事契約審査会規程（平成22年近江八幡市訓令第64号）に規定する近江八幡市建設工事契約審査会（以下「審査会」という。）の審査を経なければならない。

2 前項の規定は、第4条第7項の規定により停止措置を解除しようとするときについて準用する。ただし、停止措置を解除する理由が客観的に明白である場合にあっては、審査会の審査を省略することができるものとし、この場合において、市長は、当該措置をとったことについて審査会に報告するものとする。

3 市長は、別表第2第15項から第19項までに掲げる措置要件を事由として停止措置を行おうとするときは、あらかじめ滋賀県警察本部長又は近江八幡警察署長の意見を聴くものとする。

4 市の所属長は、第2条、第3条及び第4条に規定する停止措置事由の特例に該当することを知ったときは、工事等契約事務主管課長にその旨報告しなければならない。

第6条の2 物品供給の有資格者について停止措置の審査等をしようとするときは、前条の規定を準用する。この場合において、前条第1項中「近江八幡市建設工事契約審査会規程（平成22年近江八幡市訓令第64号）に規定する近江八幡市建設工事契約審査会（以下「審査会」という。）」とあるのは「近江八幡市物品購入契約審査会」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に基づき物品供給の有資格者について停止措置の審査等をしようとする場合において、当該有資格者が前条の規定に基づき行った停止措置の審査等の建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等業務委託又は役務提供の有資格者のときは、近江八幡市物品購入契約審査会の審査を省略することができる。この場合において、当該措置をとったことについて近江八幡市物品購入契約審査会に報告するものとする。

（停止措置の承継）

第7条 停止措置の期間中の当該有資格者から入札参加資格を承継する者は、停止措

置について承継するものとする。

(停止措置の通知等)

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により停止措置を行い、第4条第5項の規定により停止措置の期間を変更し、又は同条第7項の規定により停止措置を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するとともに、当該措置の概要を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により停止措置の通知をする場合において、当該停止措置の事由が市の発注工事等に関するものであるときは、あらかじめ当該有資格者から必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、停止措置の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特に必要あると認めるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、停止措置の期間中の有資格者が市の発注工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。

(苦情申立て)

第12条 第2条第1項若しくは第3条各項の規定による停止措置又は前条の規定により警告等の措置を受けた者は、当該措置について、市長に対して書面（次項及び次条第4項において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称及び住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての期日

3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 停止措置 停止措置の期間内

(2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答等)

第13条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（近江八幡市の休日を定める条例（平成22年近江八幡市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。第15条第1項において同じ。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができる。

3 市長は、苦情の申立てが前条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

4 市長は、第1項の規定による回答をしたときは、速やかに申立書面及び同項の書面を公表するものとする。

(再苦情申立て)

第14条 前条第1項の回答に不服がある者は、市長に対して再苦情申立申請書（別記様式）により再苦情の申立てをすることができる。

2 再苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 停止措置 当該停止措置の期間内（前条第1項の回答をした日の翌日から当該停止措置の終期までの期間が2週間に満たない場合にあっては、当該回答をした日の翌日から起算して2週間以内）

(2) 警告等 前条第1項の回答をした日の翌日から起算して2週間以内

3 市長は、再苦情の申立てがあったときは、速やかに近江八幡市附属機関設置条例（平成25年近江八幡市条例第5号）に定める近江八幡市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第15条 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の答申を踏まえ、答申を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、書面により回答す

るものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い市長が講ずる措置の概要

(2) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

3 市長は、前条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

4 市長は、第1項の規定による回答をしたときは、速やかに申立書面及び同項の書面を公表するものとする。

(その他)

第16条 この基準に定める停止措置に関する事務は、工事等契約事務主管課で所掌する。

2 その他この基準の実施に関し必要な事項は、審査会の意見を聴いて工事等契約事務主管部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに発生した行為に対する停止措置の適用については、なお従前の例による。ただし、別表第1第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項並びに別表第2第14項の規定は、この基準の施行の日以後に公告した市発注等の工事等に適用し、同日前に公告した市発注等の工事等については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条、第5条関係)

工事等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	

<p>1 市発注の工事等の請負契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p>	
<p>2 市発注の工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>3 県内における工事等で前項に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p>	
<p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注の工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>5 市発注の工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p>	
<p>7 市発注の工事等又は一般工事等のうち市内の工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4</p>

関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	月以内
8 一般工事等（市内の工事等を除く。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以内

別表第2（第2条、第4条—第6条関係）

不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4月以上12月以内
(2) 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3月以上9月以内
(3) 使用人（有資格者の使用人で前号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	2月以上6月以内
2 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3月以上9月以内
(2) 一般役員等	2月以上6月以内
(3) 使用人	1月以上3月以内
3 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行っ	逮捕又は公訴を知

た贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	った日から
(1) 代表役員等	3月以上9月以内
(2) 一般役員等	1月以上3月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 市発注等の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(第12項に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から3月以上12月以内
5 県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(前項及び第12項に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2月以上9月以内
6 県外において、他の公共機関の職員が発注する業務に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12項に掲げる場合を除く。)	刑事告発を知った日から1月以上9月以内
(公契約関係競売入札妨害又は談合)	
7 市発注等の業務に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内
8 県内の他の公共機関の職員が発注する業務に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から2月以上12月以内
9 県外の他の公共機関の職員が発注する業務に関し、一般役員等が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12項	逮捕又は公訴を知った日から1月以上12月以内

	に掲げる場合を除く。) 。	
1 0	市発注等の業務に関し、代表役員等が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第 1 2 項に掲げる場合を除く。) 。	逮捕又は公訴を知った日から 4 月以上 1 2 月以内
1 1	他の公共機関の職員が発注する業務に関し、代表役員等が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第 1 2 項に掲げる場合を除く。) 。	逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 1 2 月以内
(重大な独占禁止法違反行為等)		
1 2	市発注等の業務に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき (当該工事等に政府調達に関する協定 (平成 7 年 1 2 月 8 日条約第 2 3 号) の適用を受けるものが含まれる場合に限る。) 。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 3 6 月以内
	(1) 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき (有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。) 。	
	(2) 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(建設業法違反行為)		
1 3	市発注等の工事等に関し、建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内
1 4	建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき (前項に掲げる場合を除	当該認定をした日から 1 月以上 9 月

く。)	以内
(暴力団関係者)	
15 有資格者、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の暴力団又は指定暴力団等の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	12月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
16 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、有資格者又は有資格者の役員が暴力団関係者を使用したと認められるとき。	6月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
17 いかなる名義をもってするを問わず、有資格者又は有資格者の役員等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	6月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
18 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	3月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
19 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。ただし、有資格者又は有資格者の役員等が暴力団関係者等から脅迫を受けたことにより行った場合を除く。	2月を経過し、かつ、その事実がなくなったと認められる日まで
(不正又は不誠実な行為)	
20 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

<p>2 1 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内</p>
---	-------------------------------

別記様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

再苦情申立申請書

近江八幡市長 あて

再苦情申立者の住所氏名

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

<p>申立対象事</p>	
<p>申立事項</p>	
<p>申立の根拠</p>	